

# 香川県有機農業推進計画

平成28年度～平成32年度

香 川 県

# 香川県有機農業推進計画

## I はじめに

### 1. 計画策定の趣旨

農業は、食料の供給という本来の機能のほか、国土や環境の保全といった多面的な機能を有しており、このような機能を将来にわたって発揮していくためには、有機性資源を有効に利用した土作りを基本に、化学肥料や化学合成農薬に過度に頼らない、環境の負荷に配慮した農業が求められています。

このような中、国は、有機農業の取り組みはわずかながらも増加傾向を示し、有機農業により生産される農産物に対する需要や、新たに有機農業に取り組もうとする者の数も増大しつつあるといった傾向を適切に助長することの重要性にかんがみ、平成26年4月25日に新たな「有機農業の推進に関する基本的な方針」を公表しました。

一方、本県においても消費者の安全志向などから化学合成農薬や化学肥料の使用を低減するなど、環境に配慮した農業生産が求められています。また、消費者ニーズの多様化から、化学的に合成された肥料及び農薬を一切使用しない有機農産物へのニーズがありますが、再生産が可能な価格で流通される量のごく限られていることから、生産者は個人や小グループで、生産量も僅かです。

これらの状況を踏まえ、環境保全型農業の一環として、有機農業者やその他関係者、消費者の理解と協力を得ながら、環境に配慮した農業生産の普及に向けて、有機農業者やエコファーマーが安定的な経営と経営発展が図れるよう支援し、有機農産物の販路拡大などに努め、本県における有機農業の安定的な発展を図るべく、新たな「香川県有機農業推進計画」を策定します。

### 2. 計画の位置づけ

この計画は、有機農業推進法第7条第1項の規定に基づき策定したもので、「香川県農業・農村基本計画（平成28年3月策定）」に位置づけた「消費者ニーズに即した魅力ある農産物づくり（環境に配慮した農業の推進）」に向け、県が農業者、その他の関係者及び消費者等と連携しながら進めるための計画です。

### 3. 計画期間

計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

## II 有機農業の推進方向に関する事項

### 1. 「有機農業」等の定義

本香川県有機農業推進計画（以下「推進計画」という。）において、「有機農業」とは、有機農業の推進に関する法律第2条に規定されている、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した生産方式を用いて行われる農業」のことを指します。

したがって、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）」に基づく、「有機農産物の日本農林規格（有機JAS）」で規定する生産の方法に限定はしていません。

また、「有機農業者」とは、有機農業に取り組む農業者のことを指します。

## 2. 推進方向の考え方

新たに有機農業により就農を希望する者や、慣行農業から有機農業に転換を考えている農業者が相当数見込まれることに加え、有機農業により生産される農産物に対する消費者や実需者の需要の増加も見込まれることなども踏まえ、「有機農業の推進に関する法律」の基本理念に即し、有機農業者の自主性を尊重しながらも有機農業の安定的な発展が図れるよう努めることとします。

このため、本県における市町、農業者、消費者、実需者その他関係者の理解・協力も得ながら、次の事項を推進します。

## 3. 有機農業の推進方向

### (1) 有機農業の拡大

新たに有機農業に取り組もうとする者が潜在的に見込まれ、有機農業により生産される農産物に対する需要の増加も見込まれることから、安定的な経営と経営発展が図れるよう経営基盤の強化につながる支援に努めることにより、本県の耕地面積に占める有機農業の取組面積の拡大につなげます。

### (2) 有機農業に関する技術の開発・体系化

有機農産物を安定的に生産していくためには、慣行栽培に比べ品質や収量の低下が起りやすいなどの課題を改善していくことが重要であることから、要望に応じて技術の開発に努めるとともに、有機農業者が実践している栽培技術を基本として農業試験場や民間団体等で開発された技術を適切に組み合わせることなどにより、主要な作物を中心に、より安定的に収量及び品質が確保できる技術体系の構築に努めます。

### (3) 有機農業に関する普及指導の強化

有機農業に関する知識及び技術は、幅広い知見のもと地域の気象・土壌条件に適合したものにしていくことも重要であることから、国等が行う研修への参加や情報収集、先進的な有機農業者との連携等により、各農業改良普及センターに配置している有機農業担当者の知識と技術の向上を図り、有機農業者や有機農業を行う意向のある者に対する支援体制の強化に努めます。

### (4) 有機農業に対する消費者の理解の増進

有機農業により生産される農産物の生産、利用の拡大のためには、生産者はもとより流通業者、販売業者、消費者それぞれが正しい知識のもと、情報交換などにより相互理解を深めることが重要であることから、有機農業が環境と調和のとれた農業であることや県内の有機農業の取り組み事例、有機農産物における表示のルールなどを広く周知することにより、有機農業や有機農産物に対する理解と信頼の増進を図ります。

### (5) 有機農業の推進体制の強化

県にあっては、必要に応じ関係者からなる推進体制の整備を行い、「推進計画」の円滑な推進を図ります。また、有機農業者や新たに有機農業に取り組もうとする者が相談できるよう、市町等に相談窓口の設置を促し、関係機関が連携しながら支援できる体制の構築に努めます。

### Ⅲ 有機農業を推進する施策に関する事項

#### 1. 有機農業者等の支援

##### (1) 新たに有機農業を行おうとする者の支援

県は、市町及び関係団体と連携・協力して、有機農業を行おうとする新規就農希望者や慣行農業から有機農業へ転換しようとする者に対して、円滑に有機農業が開始できるよう、就農相談や研修の実施に努めます。また、国や県の施策を活用し、有機農業を行おうとする者のための経営計画の作成や研修並びに経営の確立までの支援に努めます。

また、県、市町及び農業団体の職員が、有機農業を行おうとする新規就農希望者及び慣行農業から有機農業へ転換しようとする者に対する適切な指導及び助言が行えるよう資質の維持・向上に努めます。このため、県は、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間団体等と連携・協力して、必要な情報の提供を行うよう努めるとともに、有機農業の意義や実態、有機農業への各種支援施策に関する知識及び技術を習得し業務が行えるよう、有機農業に関する情報の提供や助言等を行います。

##### (2) 有機農業の取り組みに対する支援

県は、平成23年度から実施している「環境保全型農業直接支払対策」の活用により有機農業者の支援に努めるとともに、有機農業の推進に必要な技術の導入を推進するため、共同利用機械・施設の整備への支援に努めます。

また、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第1項の規定に基づく持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の策定を有機農業者等に積極的に働きかけるとともに、導入計画の策定及び実施に必要な指導及び助言に努めます。あわせて、特例措置を伴う農業改良資金の貸付け等に関し、有機農業者の必要に応じて支援に努めます。

更に、有機農業者が相互に情報交換しながら活動できるよう、有機農業者の組織化を支援するとともに、農業改良普及センターにおいて技術面、経営面の支援に努めます。

また、農業大学校において、有機農業に関する知識を習得するための講座の開催等を行います。

また、先進的な有機農業者や農業団体等と連携・協力して、有機の種子又は苗等の確保を図るための情報発信等に努めます。

##### (3) 有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援

県は、有機農業者や農業団体等に対し、消費者や実需者との積極的な情報の受発信を行うよう促すとともに、関係団体等との連携による多様な販路の確保が行われるよう働きかけに努めます。また、関係団体等と連携・協力して、流通業者、販売業者又は実需者と有機農業者や農業団体等との間で行われる意見交換や商談の場を設定するなど、両者の一層良好な関係の構築の支援に努めます。

また、農業団体等と連携・協力して、有機農業者、流通業者、販売業者及び実需者に対し、JAS法に基づく有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）や生産情報公表農産物の日本農林規格（平成17年6月30日農林水産省告示第1163号）等の情報提供及び制度の活用に努めます。

併せて、地域内流通の拡大に向け直売所等による取り組みを支援するとともに、6次産業化の取り組み及び地場加工業者等と連携した農商工等連携の取り組みによる消費の創出・拡大に向けた支援に努めます。

## 2. 技術開発等の促進

### (1) 有機農業に関する技術の研究開発の促進

県は国と互いに協力して、試験研究独立行政法人、大学、有機農業者、民間団体等で開発、実践されている様々な技術を検索し、既に取り組みられている有機農業に関する技術の科学的な解明に取り組むよう努めるとともに、これらの技術を適切に組み合わせることにより、より安定的に収量及び品質を確保することができる栽培技術体系の構築に努めます。

また、有機農業者等の技術に対する要望を的確に把握し、必要に応じて試験研究機関における試験研究に反映させるよう努めます。

### (2) 研究開発の成果の普及の促進

県は、地域条件への適合化技術、省エネ及び低コスト化や軽労化につながる除草や防除の機械化技術等に関する研究開発の成果情報の提供に努めます。

その際、農業改良普及センターを中心に、地域の実情に応じ試験研究機関、市町及び農業団体等の地域の関係機関並びに先進的な有機農業者及び民間団体等と連携・協力して、有機農業者への研究開発の成果の普及に努めます。

## 3. 消費者の理解と関心の促進

県は、有機農業に対する消費者の理解と関心を増進するため、有機農業者と消費者との連携を基本としつつ、インターネットの活用やイベントの開催による情報の受発信、資料の提供などを通じて消費者をはじめ、流通業者、販売業者、実需者等に対して、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全等の有機農業の有する様々な機能についての知識の普及啓発並びに有機農業により生産される農産物等に関する情報の提供に努めます。

また、民間団体等による消費者の理解と関心を増進するための自主的な活動を促進するため、JAS法に基づく有機農産物の検査認証制度、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン(平成4年10月1日4食流第3889号)に基づく農産物の表示ルール等について、消費者への普及啓発に努めます。

## 4. 有機農業者と消費者の相互理解の増進

県は、有機農業者等が行う地産地消、食育、体験農園等の交流活動に対し支援・助言することにより、有機農業者と消費者が互いに理解を深める取組の推進に努めます。

また、民間団体等による有機農業者と消費者の相互理解を増進するための自主的な活動を促進するため、これらの者による優良な取組についての情報の発信に努めます。

## 5. 県及び市町以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援

県及び市町は、有機農業の推進に取り組む民間団体等に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うとともに、これらの者と連携・協力して有機農業の推進のための活動を効果的に展開できるよう、相談窓口を設置するなどの所要の体制の整備に努めます。

また、これら民間団体等による自主的な活動を促進するため、優良な取組についての情報の発信に努めます。

## 6. 市町に対する支援

県は、市町に対し、職員が有機農業の意義や実態、有機農業の推進に関する施策の体系、有機農業が地域に果たす役割を理解するための先進的な取組事例等有機農業に関する総合的な知識を習得し業務が行えるよう、有機農業に関する情報の提供や助言等を行います。また、県は、市町が有機農業の推進に関する施策の策定及び実施を行う際には、必要に応じて指導及び助言等を行います。

## IV その他有機農業の推進に関し必要な事項

### 1. 関係機関・団体との連携・協力

#### (1) 県及び市町における連携の強化

有機農業の推進に関する施策は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の各段階において、必要な施策を総合的に講じることとされています。これらの施策を計画的かつ一体的に推進し、施策の効果を高めるために、県は、これらの施策を担当する関係機関の連携強化に努めます。

また、市町に対しても関係部署間での連携強化を促すとともに、県と市町における連携の強化にも努めます。

#### (2) 有機農業の推進体制

有機農業の推進に当たっては、農業者その他の関係者及び消費者の理解と協力を得るとともに、有機農業者や民間団体等が自主的に有機農業の推進のための活動を展開している中で、これらの者と積極的に連携する取り組みが重要です。

このため、県は、有機農業者や有機農業の推進に自主的に取り組む民間団体等をはじめ、農業団体、流通業者、販売業者、実需者、消費者等と連携・協力して、有機農業の推進に取り組むよう努めます。

#### (3) 有機農業に関する技術の研究開発の推進体制

有機農業に関する技術については、県内有機農業者の栽培技術上の課題の把握に努めるとともに、試験研究機関からの提案及び農業改良普及センター、市町、農業団体、その他関係機関等からの要望について、「農業に関する普及・研究・行政連絡会議」等において課題化を検討し、必要に応じて研究開発に取り組みます。

### 2. 有機農業者等の意見の反映

県は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、現地調査や有機農業者との意見交換等により、有機農業者や消費者等の意見や考え方を把握し、これらを当該施策に反映させるよう努めます。

また、県は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向を把握し、その状況に応じた施策等の検討を行うよう努めます。

### 3. 計画の見直し

この推進計画は、平成28年度からおおむね5年間を対象として定めることとしますが、各種対策の実施状況、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。